

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定募集要領

「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願い致します。

令和 7 年 7 月 7 日

中国地方整備局

山陰西部国道事務所長 大西 良平

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定
- (2) 活動場所 山陰西部国道事務所において事業を行う山陰道沿線（萩市、阿武町、長門市、下関市、益田市）（以下、「活動区域」という。）を原則とする。（別図活動区域参照）ただし不測の事態が生じた場合は活動区域以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動目的 本活動は、活動区域における地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告、並びに調査・測量及び緊急的な対策工法の検討等を目的として行うものである。
- (4) 協定期間 協定締結日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日【最長 1 年 6 ヶ月】
- (5) 協定締結日 協定締結日は以下のとおりとする。
 - ア 8 月末までに申請書提出の場合、10 月 1 日
 - イ 11 月末までに申請書提出の場合、1 月 1 日
 - ウ 2 月末までに申請書提出の場合、4 月 1 日
 - エ 5 月末までに申請書提出の場合、7 月 1 日
- (6) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）の参加資格の希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請中の場合は、「令和 7・8 年度受付票」「申請書①（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－１）」「測量等実績高②、希望業種－国土交通省地方整備局等（文書郵送方式の場合は、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）様式①－２）」の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 次のいずれかの実績を有するものであること。

なお、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する者は、土木関係建設コンサルタント業務の実績、「測量業務」を希望する者は、測量業務の実績、「地質調査業務」を希望する者は、地質調査業務の実績があること。

① 過去 15 年間（平成 21 年度以降）において、山陰西部国道事務所、山口河川国道事務所又は浜田河川国道事務所が発注した業務の実績があること。

② 測量、設計、地質部門について、山口県内に本店のある者については、過去 15 年間（平成 21 年度以降）において山口県と災害関連の業務を契約締結した実績があること。

測量、設計、地質部門について、島根県内に本店のある者については、過去 15 年間（平成 21 年度以降）において島根県と災害関連の業務を契約締結した実績があること。

- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

① 申請書提出日において、協定締結希望者と 3 箇月以上の直接的な雇用関係にあること。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】の場合

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋
- b) 建設－道路
- c) 建設－土質及び基礎
- d) 建設－鋼構造及びコンクリート
- e) 建設－トンネル
- f) 機械
- g) 電気電子

イ) 技術士を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設部門－「河川、砂防及び海岸・海洋」
- b) 建設部門－「道路」

- c) 建設部門－「土質及び基礎」
- d) 建設部門－「鋼構造及びコンクリート」
- e) 建設部門－「トンネル」
- f) 機械部門
- g) 電気電子部門
- ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。
 - a) 「河川、砂防及び海岸・海洋」
 - b) 「道路」
 - c) 「土質及び基礎」
 - d) 「鋼構造及びコンクリート」
 - e) 「トンネル」
 - f) 「機械」
 - g) 「電気電子」
- エ) 工学博士「土木工学、機械工学、電気工学のいずれかに限る」

【測量業務】の場合

ア) 測量士

【地質調査業務】の場合

- ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
 - a) 建設－土質及び基礎
 - b) 建設－トンネル
 - c) 応用理学－地質
- イ) 技術士を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
 - a) 建設部門－「土質及び基礎」
 - b) 建設部門－「トンネル」
 - c) 応用理学部門－「地質」
- ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。
 - a) 「土質及び基礎」
 - b) 「地質」
 - c) 「トンネル」
- エ) 地質調査技士を有する者。

- (8) 本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店、支店又は営業所のいずれかが山口県内又は浜田地方生活圏（浜田市、江津市）益田地方生活圏（益田市、津和野町、吉賀町）に所在すること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている応募者で行います。
なお、協定を募集する業種は、3 業種（「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」）とし、各業種に重複して応募することは可能。
- (2) 選定、非選定の結果については、書面により通知する。

4. 担当部局

〒758－0041 山口県萩市江向318番地2

国土交通省中国地方整備局 山陰西部国道事務所 工務課（総務課専門調査官）

TEL 0838-21-3910（代表） 内線513

FAX 0838-21-3921

E-Mail sanin-soumu01@cgr.mlit.go.jp

5. 応募資格の確認等

（1）申請書の作成

1) 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

①複数業種を希望する場合も、1枚でよい。

②押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）（以下、「連絡先等」という。）を記載すること。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

2) 過去の業務実績等【別記様式2】※協定希望業種毎に入力すること。

「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する場合は土木関係建設コンサルタント業務の実績、「測量業務」を希望する場合は測量業務の実績、「地質調査業務」を希望する場合は地質調査業務の実績を記載すること。

①過去15年間（平成21年度以降）において、山陰西部国道事務所、山口河川国道事務所又は浜田河川国道事務所が発注した業務の受注実績について記載すること。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（当初契約書及び仕様書、業務完了がわかる検査合格通知書等）の写しを提出すること。

②山口県内に本店のある者については、過去15年間（平成21年度以降）において山口県と災害関連の業務を契約締結した受注実績について記載すること。
島根県内に本店のある者については、過去15年間（平成21年度以降）において島根県と災害関連の業務を契約締結した受注実績について記載すること。

※なお、山口県又は島根県と災害関連の業務を契約締結した企業は特記仕様書、当初契約書、業務完了がわかる検査合格通知書等（変更契約書は不要）又は、各土木事務所長の証明書を添付すること。

③技術者の資格

技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能。

④希望業種及び活動の実施体制について記載すること。

（2）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参、郵送（書留に限る）又はメール（PDFファイル）とする。別記様式2は、エクセルデータも提出すること。（必須項目のみ）

② 受付期間：令和7年7月7日（月）から令和8年11月30日（月）
までの土日・祝日を除く毎日、9時00分から17時00分
までとする。（郵送は必着のこと）

③ 提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、メールにより提出すること。

① 提出方法：E-Mail

② 受領期間：令和7年7月7日(月)から令和8年11月30日(月)の
17:00まで

③ 提出先 : sanin-soumu01@cgr.mlit.go.jp

件名「R7災害協定(調査等)申請書作成の質問について」

(4) (3)の質問に対する回答書は、以下のとおりE-Mailでの通知又は、当事務所ウェブサイト
サイトに質問受付後一週間を目処に随時掲載する。

(5) その他

① 申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

② 担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に使用せず、
協定締結後別記様式2については活動目的以外に使用しない。

また、協定締結にかかわらず、申請書並びに別記様式2の一部のみを採用しない。

③ 提出された申請書(追加資料を含む)は返却しない。別記様式2について、協定
締結しない場合は、確実に破棄するものとする。

④ 協定締結後、別記様式2について個別にヒアリング等を行う場合がある。

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

山陰西部国道事務所長 大西 良平 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名 印

令和 7 年 7 月 7 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 5. (1) 2) ①に定める過去の業務実績を記載【別記様式 2】
- 2 基本協定締結説明書 5. (1) 2) ②に定める過去の業務実績を記載【別記様式 2】
- 3 基本協定締結説明書 5. (1) 2) ③に定める技術者の資格等を記載【別記様式 2】
- 4 基本協定締結説明書 5. (1) 2) ④に定める希望業種及び活動の実施体制を記載
【別記様式 2】
- 5 基本協定締結説明書 2. (2)に定める一般競争(指名競争)参加資格申請書類の
写し

問い合わせ先

本件責任者(部署名・氏名)：_____

担当者(部署名・氏名)：_____

連絡先 1 (代表)：_____

連絡先 2 (直通)：_____

メールアドレス：_____

(押印省略の場合、連絡先は 2 つ以上記載すること。押印の場合は 1 つでよい。)

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】 →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の業務実績【別記様式2】 →必須提出
- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出
- ☐ 山口県又は島根県の災害業務においては特記仕様書、当初契約書、業務完了がわかる検査合格通知書等（変更契約書は不要）又は各土木事務所長の証明書
→当該業務実績が山口県又は島根県の発注の災害業務の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格【別記様式2】 →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等） →必須提出
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- ☐ 希望業種と活動の実施体制【別記様式2】 →必須提出

令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格申請書類

- ☐ 受付票、申請書、希望業種の写し →申請中の場合提出
（協定締結日までに登録が完了していること）

※「過去の業務実績」、「技術者の資格」、「活動の実績体制」は、希望する業種毎（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務）に記入して下さい。

本活動を総括的に管理する技術者（資格要件あり）、本活動の実務を担当する技術員（資格要件なし）は業務毎ですが、同じ人の重複登録でもかまいません。

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

【別記様式２】『過去の実績等調査表』

業者名	本店・支店・営業所等所在地	営業時間内 電話番号 FAX番号	希望業種	過去の業務実績	過去の業務実績の業務概要	活動の実施体制								UAVの状況
						技術者について				実務担当技術員について				
						氏名	在席する場所	保有資格	電話(携帯)番号	メールアドレス(携帯電話)	メールアドレス(パソコン)	氏名	在席する場所	
例 〇〇コンサルタント㈱	例 (本店) 防府市国衛1-10-20	(TEL) (FAX)	土木関係 建設コンサル タント 業務	(山陰西部国道事務所、山口河川国道事務所又は浜田河川国道事務所の実績の場合) 業務名 〇〇道路設計業務 TECRIS登録番号 123456789 業務場所 防府市国衛地先 契約金額 10,800,000 履行期間 H29.4.1～H31.2.28	一般国道〇号、〇〇〇号の事業実施のための測量、調査及び設計等を行ったものである。 国道〇号 ・〇〇地区 法面設計及び地質調査 ・△△地区 平面交差点設計及びバンフ作成	例 〇〇 〇〇	例 広島支社 広島市東区〇〇1-10-20	技術士（ （分野 登録番号 取得日 RCCM（ （分野 登録番号 取得日 その他		rppap@docomo.ne.jp	r2ppap@〇〇.co.jp	〇〇 〇〇 △△ △△	例 山口営業所 0835-22-1795	所有台数： 〇台・無 自社所有又は協力業者： 自社・協力業者 UAVの基地： 〇〇県〇〇市 操作可能人数： 〇人 依頼から実働までの時間： 〇時間 許可申請に係る飛行場所申請状況： 申請済（区域 〇〇 特定しない） 申請なし
				測量業務	(山口県に本店がある社の実績の場合) 業務名 〇〇災害復旧測量設計業務 TECRIS登録番号 — 業務場所 周南市〇〇ほか 契約金額 2,160,000 履行期間 H28.6.30～H28.8.31	主要県道〇〇〇〇線ほか 平板測量測定 A=〇.〇〇千m2 縦断測量 L=〇.〇百m 横断測量 〇〇断面 被災写真の整理 〇〇断面 現地確認協議 一式 災害査定 一式 災害査定用図面 一式			測量士 登録番号 取得日					
					地質調査 業務				技術士（ （分野 登録番号 取得日 RCCM（ （分野 登録番号 取得日 地質調査技士 登録番号 取得日					

※複数の技術者を登録する場合等は、適宜行追加をして下さい。
※業務概要は、業務の内容が理解できる程度に入力して下さい。
※緊急時の連絡先は、有事の際に夜間休日でも連絡がとれるものとしてください。
※メールアドレス（パソコン）は、資料等の送受信に使用できるものとして下さい。
※UAV（ドローン等）をお持ちの場合は、UAVの欄も入力して下さい。ただし、UAVについては、審査対象ではありませんので、対応可能な箇所のみ入力してください。

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省山陰西部国道事務所長 大西 良平（以下、「甲」という。）が事業を行う山陰道沿線等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動区域は、山陰道沿線（萩市、阿武町、長門市、下関市、益田市）のうち別図に示す区域を原則とする。ただし不測の事態が生じた場合は活動区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、活動区域内における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の活動区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 甲の前項ただし書きの報告を受ける者は、別添のとおりとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の指示は、山陰西部国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。なお、指示者については活動を要請する書面に記載するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条に基づく活動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び活動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後、当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面（第1報は電話で可）により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、令和○年○月1日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 国土交通省 中国地方整備局

山陰西部国道事務所長 大西 良平

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○○ ○○

別添

災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定

基本協定の第4条2項における報告を受ける者

役 職	備 考
副所長 (技術)	山陰道沿線(萩市、阿武町、長門市、下関市、益田市) 及び活動区域以外での活動に関する報告

別図

